

運用指針等の徹底について

「発注関係事務の運用に関する指針(運用指針)」の主なポイント

運用指針とは：品確法第22条に基づき、地方公共団体、学識経験者、民間事業者等の意見を聴いて、国が作成

- 各発注者が発注関係事務を適切かつ効率的に運用できるよう、発注者共通の指針として、体系的にとりまとめ
- 国は、本指針に基づき発注関係事務が適切に実施されているかについて定期的に調査を行い、その結果をとりまとめ、公表

必ず実施すべき事項

実施に努める事項

① 予定価格の適正な設定

予定価格の設定に当たっては、**適正な利潤を確保**することができるよう、市場における労務及び資材等の取引価格、施工の実態等を的確に反映した積算を行う。積算に当たっては、**適正な工期を前提**とし、**最新の積算基準を適用**する。

② 歩切りの根絶

歩切りは、**公共工事の品質確保の促進に関する法律**第7条第1項第1号の規定に**違反**すること等から、**これを行わない**。

③ 低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定・活用の徹底等

ダンピング受注を防止するため、**低入札価格調査制度**又は**最低制限価格制度の適切な活用を徹底**する。予定価格は、**原則として事後公表**とする。

④ 適切な設計変更

施工条件と実際の工事現場の状態が一致しない等の場合、**適切に設計図書の変更**及びこれに伴って必要となる**請負代金の額や工期の適切な変更**を行う。

⑤ 発注者間の連携体制の構築

地域発注者協議会等を通じて、各発注者の**発注関係事務の実施状況等を把握**するとともに、各発注者は**必要な連携や調整**を行い、支援を必要とする市町村等の発注者は、**地域発注者協議会等**を通じて、**国や都道府県の支援を求め**る。

⑥ 工事の性格等に応じた入札契約方式の選択・活用

各発注者は、**工事の性格や地域の実情等**に応じて、**多様な入札契約方式の中から適切な入札契約方式を選択**し、又は組み合わせて適用する。

⑦ 発注や施工時期の平準化

債務負担行為の積極的な活用や**年度当初からの予算執行の徹底**など予算執行上の工夫や、**余裕期間の設定**といった契約上の工夫等を行うとともに、**週休2日の確保**等による不稼働日等を踏まえた適切な工期を設定の上、**発注・施工時期等の平準化**を図る。

⑧ 見積りの活用

入札に付しても入札者又は落札者がなかった場合等、標準積算と現場の施工実態の乖離が想定される場合は、**見積りを活用**することにより**予定価格を適切に見直す**。

⑨ 受注者との情報共有、協議の迅速化

各発注者は**受注者からの協議等**について、**速やかかつ適切な回答**に努める。設計変更の手続の迅速化等を目的として、**発注者と受注者双方の関係者が一堂に会し、設計変更の妥当性の審議及び工事の中止等の協議・審議等を行う会議**を、必要に応じて開催する。

⑩ 完成後一定期間を経過した後における施工状況の確認・評価

必要に応じて**完成後の一定期間を経過した後において施工状況の確認及び評価**を実施する。

1. 設計労務単価、技術者単価の改定

(1) 公共工事の設計労務単価を4年連続で大幅な引き上げ

H24～28 ⇒ 約35%増

(2) 設計業務委託等の技術者単価も連続して引き上げ

H24～28 ⇒ 設計約15%増、測量約25%増

2. メンテナンス産業の育成

(1) 「橋梁保全工事」の新設

橋梁の保全(修繕)の工事が、現行の工種区分(「道路維持工事」等)では間接費の率に乖離があることや、保全工事が今後増加することを踏まえ、「橋梁保全工事」を新設。

(2) 「維持工事」の積算方法の見直し

維持工事は、実施内容や場所が固定化されてないため、他の工事に比べ長期間のスケールメリットが薄いことから、年度をまたぐ国債の維持工事については全体額で間接費を積算する方式から、単年度毎に間接費を積算する方式に変更。

(3) 「道路維持工事」の間接費を施工実態に合わせて見直し

3. 品確法改正を踏まえた改正

(1) 一般管理費等の見直し(H27～)

① 工事

一般管理費(+20%)、現場管理費(+5%)

(一般管理費率は20年ぶりの大改正)

② 設計業務委託等

諸経費率(設計(+5%)、測量(+3~7%))

(2) 「大都市補正」の増設

東京特別区や横浜市、大阪市は、他の地域に比べ沿道の工事制約条件が多いなど、安全費や営繕費、運搬費等において費用が嵩む実態があることから、「大都市補正」に新たな補正值を増設。

(3) 「交通誘導警備員」の積算方法の見直し

交通誘導警備員は現行積算において、その経費部分に支出実績との乖離があることから、交通誘導に必要な訓練や安全用品等の費用の積算方法を見直し。

(4) 「河川・道路構造物工事」、「鋼橋架設工事」の間接費を施工実態に合わせて見直し

【必ず実施】歩切りの根絶

- 平成26年6月の品確法等の改正により、適正な積算に基づく設計書金額の一部を控除して予定価格とするいわゆる歩切りは、品確法に違反することが明確化。
- 総務省とも連携し、昨年1月以降、4度にわたり、地方公共団体に対して、その実態や歩切りを行う理由等に関する調査を行い、歩切りを行っている地方公共団体に対して、あらゆる機会を通じて早期の見直しを要請。

慣例や自治体財政の健全化等のため歩切りを行っていた全ての地方公共団体(459団体)が、**歩切りを廃止^(※)することを決定**

全1788団体 (47都道府県、20指定都市、1721市区町村)

平成27年
1月の状況

(注)「歩切り」を行っている理由について未回答の1団体を除いた状況。

設計書金額と予定価格が
同額である団体
1031団体

端数処理等を行
っている団体
297団体

慣例、自治体財政の
健全化等のため「歩切り」
を行っている団体
459団体

平成28年
2月の状況

設計書金額と予定価格が
同額である団体
(同額とする予定の団体を含む)
1528団体

端数処理等を行
っている団体
(端数処理等に変更予定の団体を含む)
252団体

見直し
方向で
検討中
5団体

見直しを行う
予定はない
3団体

平成28年
4月の状況

設計書金額と予定価格が同額である団体
1536団体(同額とする予定の5団体を含む)

端数処理等を行
っている団体
252団体
(端数処理等に変更予定
の2団体を含む)

見直しを行う
予定はない
0団体

(注)平成28年2月及び4月の状況における設計書金額と予定価格が同額である団体数及び端数処理等を行っている団体数は推計。

(※)「廃止」には端数処理等に変更することも含める。

【必ず実施】低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定・活用の徹底等

運用指針(抜粋)

ダンピング受注を防止するため、適切に低入札価格調査基準又は最低制限価格を設定するなどの必要な措置を講じ、低入札価格調査制度又は最低制限価格制度の適切な活用を徹底する。低入札価格調査制度の実施に当たっては、(中略)適宜、低入札価格調査基準を見直す。なお、低入札価格調査の基準価格又は最低制限価格を定めた場合には、当該価格について入札の前には公表しないものとする。

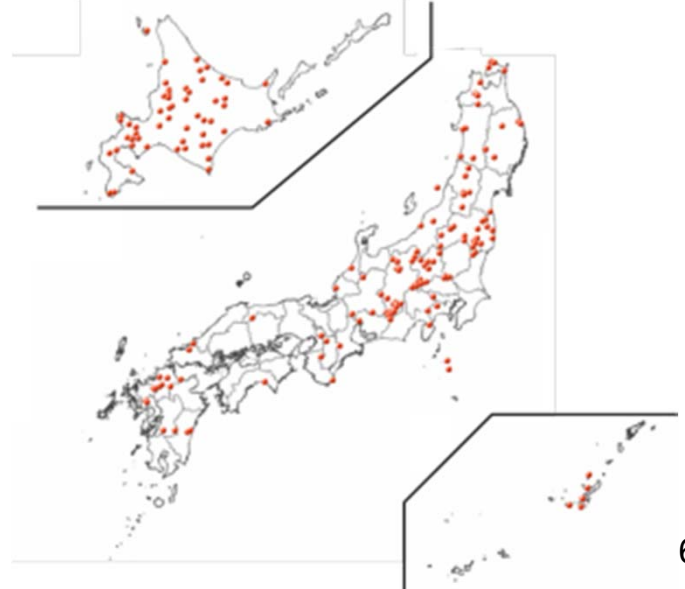
取組状況

- H25. 5 低入札価格調査基準の改定(直轄運用中)
- H27. 2 総務省と連名でダンピング対策の強化(未導入の団体における早急な制度導入、公表時期の見直し)を要請
- H27. 11 下期ブロック監理課長等会議において最低制限価格等の公表時期の見直しについて議論
- H28. 2 総務省と連名でダンピング対策の強化を再度要請

<未導入団体の推移>



<未導入団体の分布>



最低制限価格制度等の導入状況 ~181団体が未導入~

	都道府県	指定都市	市区町村
導入済み	47	20	1540
	100.0%	100.0%	89.5%
いずれも未導入	0	0	181
	0%	0%	10.5%

※H27. 3. 31時点の状況

最低制限価格等の公表時期 ~導入済の団体の1割前後は事前公表~

	都道府県	指定都市	市区町村
最低制限価格の事前公表	2	0	166
	4.5%	0.0%	11.8%
基準価格の事前公表	2	0	51
	4%	0%	8.3%

※H27. 3. 31時点の状況

設計変更ガイドラインの改定（全地方整備局等で改定済み）

改正品確法に「設計図書に適切に施工条件を明示するとともに、必要があると認められたときは適切に設計図書の変更及びこれに伴い必要となる請負代金又は工期の変更を行うこと」が規定。



設計変更に係る業務の円滑化を図るためには、発注者と受注者がともに、設計変更が可能なケース、不可能なケース、手続きの流れ等について十分理解しておく必要がある。

受発注者間で認識・解釈の違いが出ないように、設計変更ガイドラインを改定し、以下の内容等を明記

関東地方整備局の事例(H27.6改定)

1. 「改正品確法の趣旨を記載」について
 - ・改正品確法の基本理念により、**受発注者が対等の立場**であることを記載し、適切に設計及び工期の変更を行うことを記載
2. 「土木工事条件明示の手引きの作成」について
 - ・**条件明示の確認に不足が生じないよう**受発注者の認識の共有化を図る「土木工事条件明示の手引き(案)」を作成
3. 「設計照査ガイドラインの作成」について
 - ・受発注者間の照査の解釈の違いを解消するため、**照査項目のチェックリスト**を含んだ「設計照査ガイドライン」を作成
4. 「設計変更」について
 - ・**設計変更に伴う費用の増減概算額**について、受発注者間で認識共有を図るため、契約変更前先立って行う**指示書に概算額を明示**することを記載
5. 「工事一時中止」について
 - ・工事**一時中止**についても、設計変更と同様に指示書及び基本計画書に**増加概算額を明示**することを記載
6. 「工期短縮」について
 - ・**受注者は工期短縮計画書を作成し**、受発注者間で協議することを明記

「適切な設計変更」に関する状況

都道府県政令市における設計変更ガイドライン策定状況

①	ガイドライン策定済	48／67	72%
②	品確法改正を踏まえた見直し済	34／67	51%
③	②+今後策定予定 (品確法改正を踏まえた見直し予定含む)	65／67	97%

設計変更ガイドラインの改訂内容

関東地方整備局の事例(H27.6改定)

- 「改正品確法の趣旨を記載」について
 - 改正品確法の基本理念により、**受発注者が対等の立場**であることを記載し、適切に設計及び工期の変更を行うことを記載
- 「土木工事条件明示の手引きの作成」について
 - 条件明示の確認に不足が生じないよう**受発注者の認識の共有化を図る「土木工事条件明示の手引き(案)」を作成
- 「設計照査ガイドラインの作成」について
 - 受発注者間の照査の解釈の違いを解消するため、**照査項目のチェックリスト**を含んだ「設計照査ガイドライン」を作成
- 「設計変更」について
 - 設計変更に伴う費用の増減概算額**について、受発注者間で認識共有を図るため、契約変更^①に先立って行う**指示書に概算額を明示**することを記載
- 「工事一時中止」について
 - 工事一時中止**についても、設計変更と同様に指示書及び基本計画書に**増加概算額を明示**することを記載
- 「工期短縮」について
 - 受注者は工期短縮計画書を作成**し、受発注者間で協議することを明記

【必ず実施】発注者間の連携体制の構築

■ 地域発注者協議会について

- 公共工事の品質確保の促進に向けた取組等について、発注者間の連携調整を図るため、地方ブロック毎に組織
- 地方整備局、都道府県、代表市町村等から構成



協議会 **構成員の役職格上げ**、連携・支援の実施に向けた **役割の見直し**
 地域発注者協議会の下に **全市町村が参画する** 都道府県毎の部会を設置

例1: 北陸ブロック 協議会規約の改正

- ・ **役職の格上げ**

県	:	[部長]	→	[副知事]
市(町村)	:	[副市(町村)長]	→	[市(町村)長]
- ・ **協議会の役割の見直し**

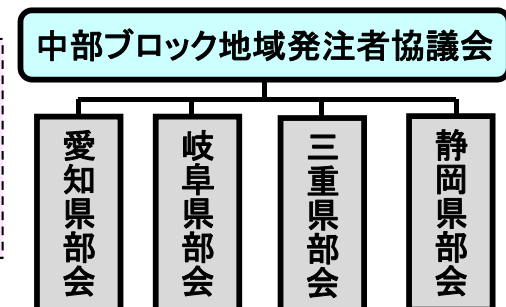
[連絡調整]	→	[推進・強化]
--------	---	------------------

例2: 中部ブロック 各県部会の設置

規約(H26.10改正部分抜粋)(部会)

第8条 **全ての市町村が各施策を推進・強化**するため、静岡県、岐阜県、愛知県、三重県の **各県に部会を設置**する。

【体制イメージ】



【必ず実施】発注者間の連携体制の構築

発注者間の連携・支援の取り組みの例

相談窓口の設置・受付

運用指針の内容に関する相談窓口の設置と合わせ、運用指針の内容の解説、全国の取組事例、参考情報を提供（都道府県別 窓口一覧 <http://www.mlit.go.jp/tec/unyoushishinsoudan.html>）

演習・講習会の実施

総合評価落札方式の運用、工事監督などの実務の習得を支援するため、自治体職員向けの実践的な演習・講演会を実施

工事検査への臨場立会

地方整備局発注工事に同行する機会の場を提供し、検査技術の習得を支援

発注者支援機関の認定

自治体による発注関係事務のアウトソーシングに対し、一定の要件を満たす受託機関を評価・選定

総合評価審査委員の派遣

直轄職員が第三者委員となり、自治体における総合評価方式の手続きに参画

【実施に努める】工事の性格等に応じた入札契約方式の選択・活用①

各発注者による適切な入札契約方式の導入・活用を図ることを目的として、
多様な入札契約方式を体系的に整理したガイドラインを策定・公表。

国交省HP (<http://www.mlit.go.jp/tec/nyuusatsukeiyakugaido.html>)

公共工事の入札契約方式の適用に関するガイドラインの策定（平成27年5月）

本編・事例編の2編で構成

本編は、各方式の概要や選択の考え方等を記載。事例編では、事例やその適用の背景等を整理

工事調達における入札契約方式の全体像



【実施に努める】工事の性格等に応じた入札契約方式の選択・活用②

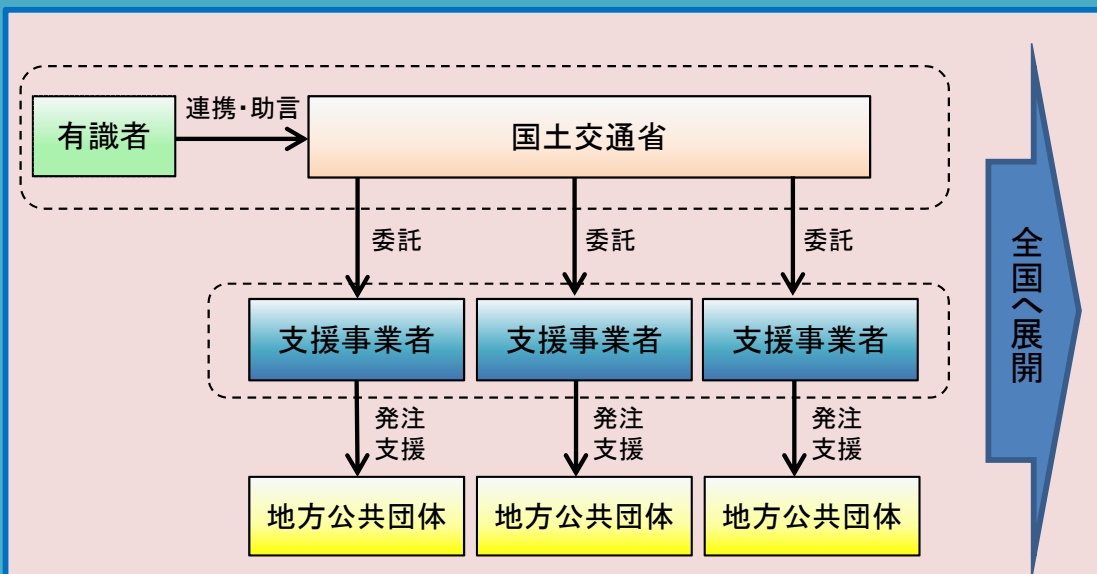
発注者である地方公共団体における多様な入札契約方式の導入・活用を促進するため、
平成26年度より多様な入札契約方式モデル事業を実施。

■多様な入札契約方式モデル事業

概要

- 改正公共工事品質確保促進法（平成17年法律第18号）を踏まえ、発注者である地方公共団体における多様な入札契約方式の導入・活用を促進するため、他の地方公共団体のモデルとなる発注者への支援を行う。
- 具体的には、新たな入札契約方式の導入を目指す地方公共団体に、国土交通省が専門的知見を有する支援事業者を派遣するとともに、有識者の助言を得てその発注事務への支援を行い、支援の成果を他の地方公共団体に展開する。

支援スキーム



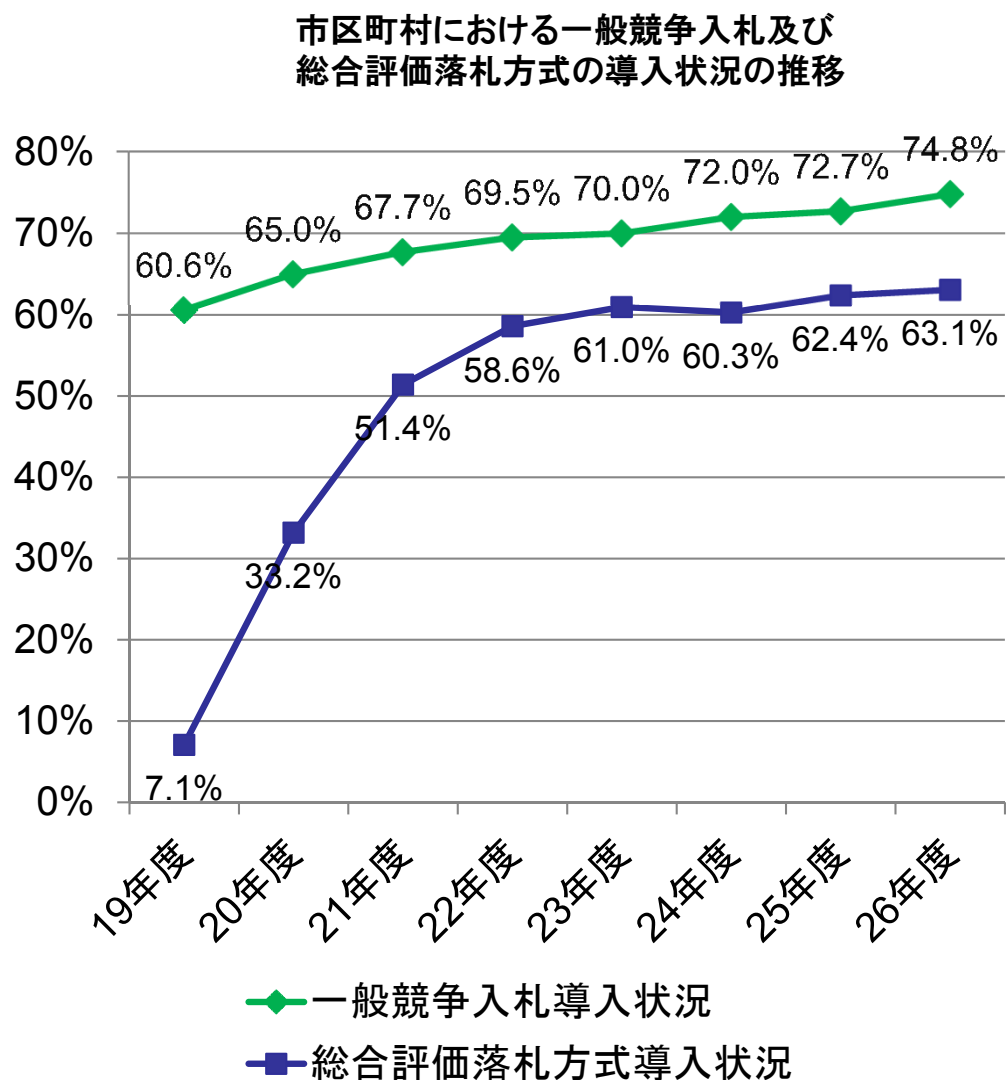
支援案件

実施年度	地方公共団体	支援対象事業
平成26年度	大仙市(秋田県)	道路維持・除雪に係る事業
	宮城県	道路除雪に係る事業
	相模原市(神奈川県)	公共下水道整備に係る事業
	新城市(愛知県)	庁舎建設に係る事業
平成27年度	大阪府	建築物補修に係る事業
	水戸市(茨城県)	体育館建設に係る事業
	府中市(東京都)	庁舎建設に係る事業
	清瀬市(東京都)	庁舎建設に係る事業
	島田市(静岡県)	病院建設に係る事業
	四日市市(三重県)	体育館建設に係る事業
平成28年度	小田原市(神奈川県)	市民ホール建設に係る事業
	野洲市(滋賀県)	病院建設に係る事業
	高松市(香川県)	給食センター建設に係る事業
	善通寺市(香川県)	新庁舎建設に係る事業
	中土佐町(高知県)	新庁舎等建設に係る事業

一般競争入札等の導入状況等

○ 地方公共団体では、一般競争入札に比べ、総合評価落札方式を導入・適用している団体は少ない。

【団体ベース】



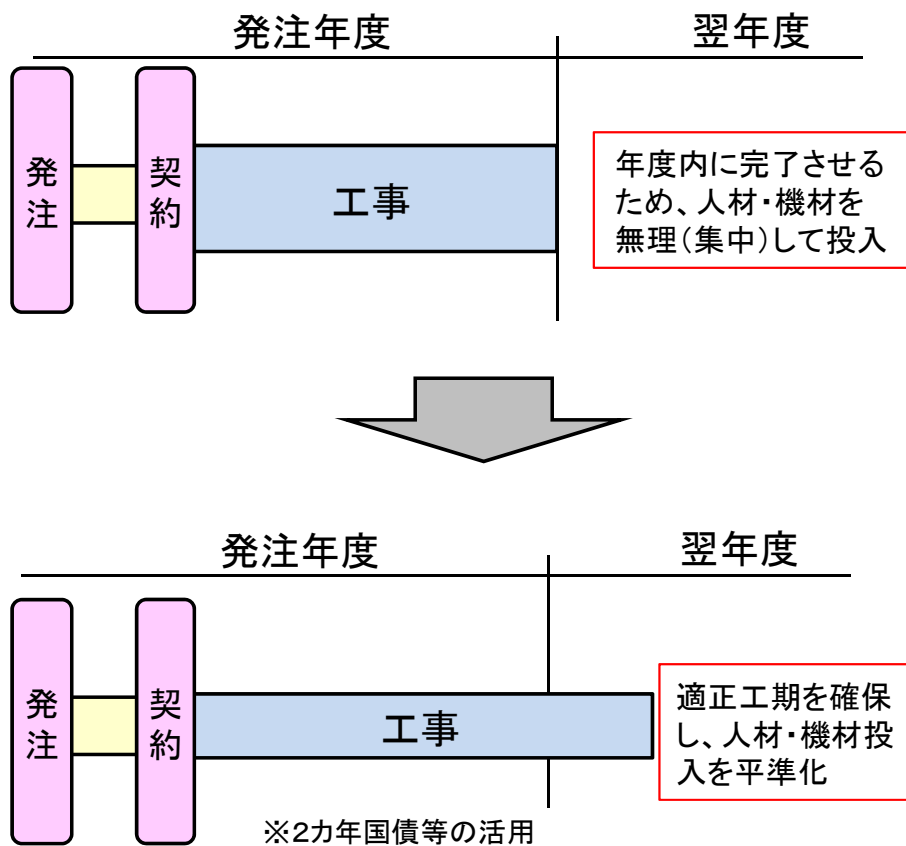
【件数ベース】

上段: 実施件数
下段: 合計に占める割合

	一般競争	うち 総合評価落 札方式	指名競争	(合計) 一般競争 + 指名競争
国土交通省	10,407	9,991	85	10,492
	99%	95%	1%	
都道府県	47,206	19,031	49,477	96,683
	49%	20%	51%	
指定都市	15,578	1,795	5,234	20,812
	75%	9%	25%	
市区町村	60,720	3,795	109,119	169,839
	36%	2%	64%	
合計	123,504	24,621	163,830	287,334
	43%	9%	57%	

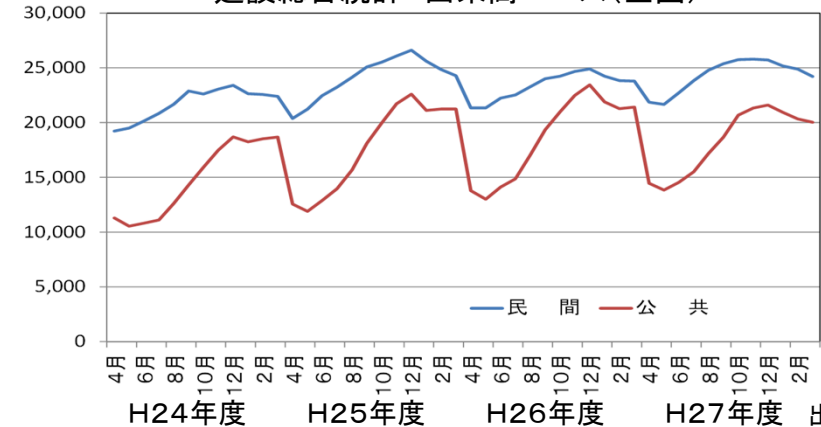
- 年度当初に事業が少なくなることや、年度末における工事完成時期が過度に集中することを避けるため、国土交通省では、2カ年国債の活用などにより、施工時期の平準化を図っている。
- 公共工事の約7割の工事量を有する地方公共団体に対しても、平準化に努めるよう、地域発注者協議会や、入札契約適正化法等を活用して要請。

発注年度で事業を終えなければならないという 既成概念の打破



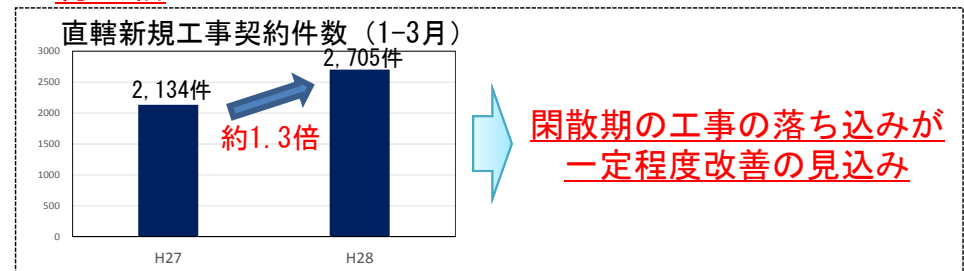
無理に年度内完了とせず、必要な工期を確保

(億円) 建設総合統計 出来高ベース(全国)



出典: 建設総合統計

- 国土交通省所管事業において、平準化に向けた計画的な事業執行を推進するよう通知(H27.12.25)
- 2カ年国債の活用(H27-28: 約200億、H28-29: 約700億)
- 早期発注等により平成28年1~3月の新規工事契約件数は、前年同時期に比べて**約1.3倍**に



- 国の取組も参考に、平準化を推進するよう、総務省とも連携して、自治体に繰り返し要請(H28.2.17、H28.1.22、H27.4.24等)
- 平準化に資する地方公共団体の先進的な取組をとりまとめ公表(H28.4)

【実施に努める】発注や施工時期の平準化②

社会資本整備総合交付金事業等における債務負担行為の活用が可能であることを通知

○ 事業の平準化を図る観点から、国土交通大臣に提出された社会資本整備総合計画に係る交付金事業等において、地方公共団体が債務負担行為を設定し事業を実施することも可能。
 (過年度に設定した債務負担行為の後年度支出分に対し、配分された予算の範囲内で社会資本整備総合交付金等を充てることができる。)

【債務負担行為の活用の例】

二カ年県債の活用 (実績あり)

単年度で実施

H28年度工事

県費	(200)
国費	

債務負担行為の活用

	H27年度工事	H28年度工事
県費	10	(180)
国費	10	

例：12月議会上程 県債務負担行為の設定 (H27-28)

交付金示達後

ゼロ県債の活用

	H27年度工事	H28年度工事
県費	0	(200)
国費	0	

例：12月議会上程 県債務負担行為の設定 (H27-28)

交付金示達後

	H27年度工事	H28年度工事
県費	10	90
国費	10	90

	H27年度工事	H28年度工事
県費	0	100
国費	0	100

※ 債務負担行為を設定することに対し、交付金の配分を保障するものではない。

【実施に努める】見積りの活用

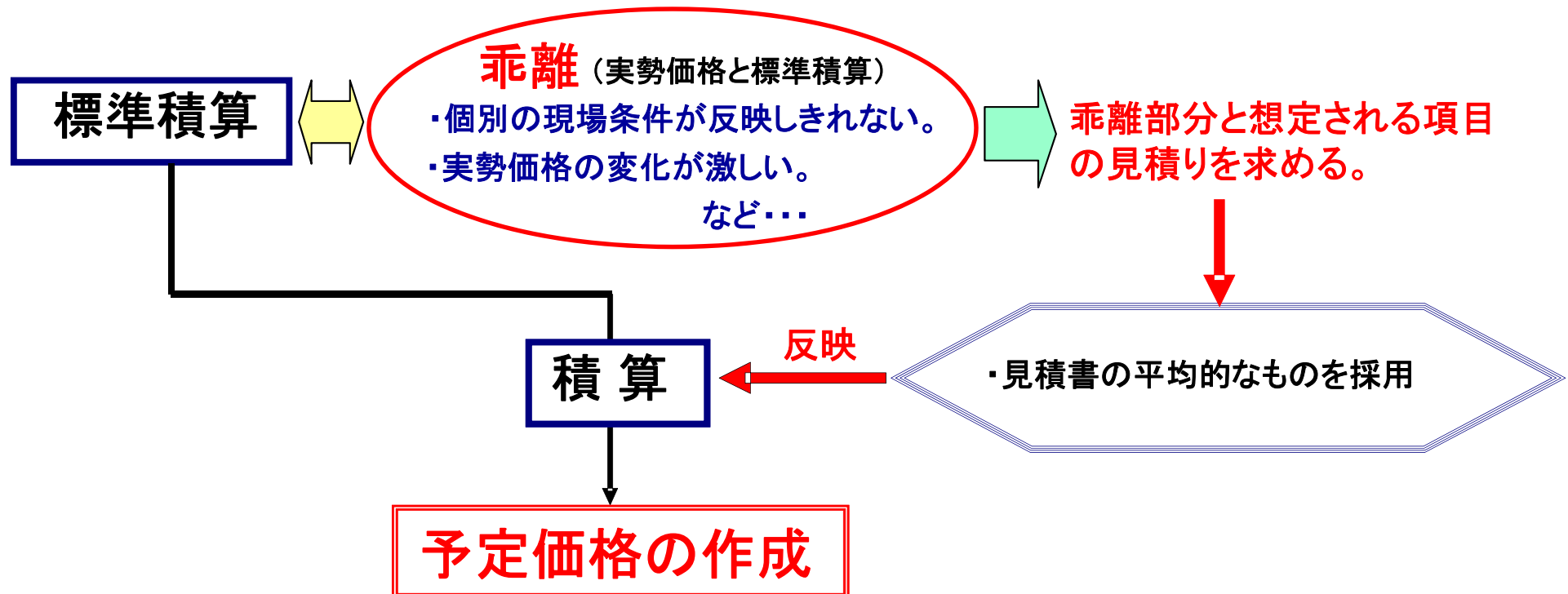
◆見積り活用方式

発注者の積算との乖離が大きく、入札の不調・不落が発生している工事、または過去において同種工事に不調・不落が発生するなど、不調・不落となる恐れが高い工事において、予定価格の作成にあたり競争参加者の見積りを活用する取り組みを開始。

◆対象工事及び工種

対象工事：標準積算と実際にかかる費用に乖離が考えられる工事

対象工種：直接工事費及び共通仮設費の積み上げ部分



【実施に努める】受注者との情報共有、協議の迅速化

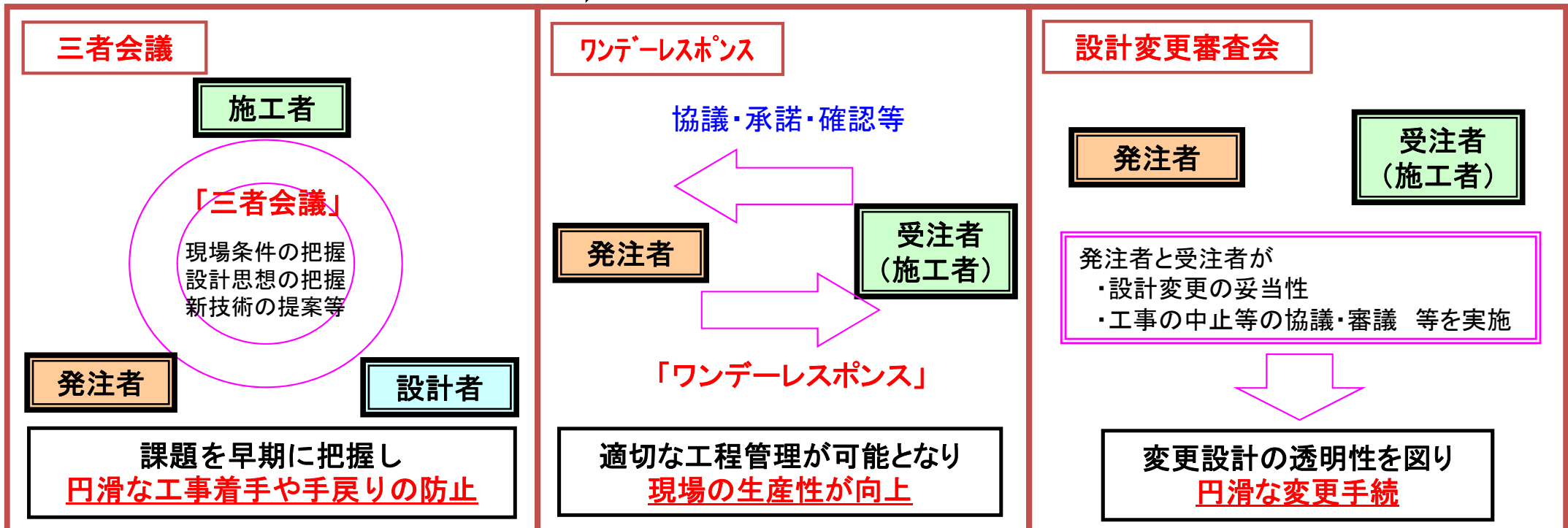
工事発注後の様々な課題を受発注者が一丸となって円滑かつ迅速に解決するため、以下の施策を継続して取り組む

- ・ 三者会議 : 発注者、設計者、施工者が一堂に会し、情報を共有し工事の円滑な着手、手戻りを防止
- ・ ワンデーレスポンス : 施工者から質問等に対して、迅速な回答を実施し、施工者の手待ち時間を解消
- ・ 設計変更審査会 : 各種ガイドラインの活用を図り、設計変更の透明性を図り、円滑な設計変更の実施

工事着手時

施工中

変更設計



受注者の立場に立った取り組みとするため、特記仕様書に明示し契約内容の一部として実施。

構造物を主体とする工事などを中心に実施。
また、当初対象にしていなくても、施工中に現場条件が大きく変化した場合や請負者からの申し出による開催も可。

原則、全ての工事が対象

変更を伴う全ての工事が対象
(数量精査等軽微な変更は除く)

1. i-Constructionの推進

- H28補正予算については、原則年度内発注することによりH29年度当初の稼働率をアップ(施工時期の平準化)
- ICT土工の推進(約740件 → 約1070件に拡大)

2. 週休2日の推進、労働生産性の向上

- 十分な工期の確保(H28下半期より、工期設定システムの導入、準備・後片付け期間の改善等)
- 週休2日モデル工事の拡大(約580件 → 約630件に拡大)
- 総合評価落札方式の一括審査の活用(約190件 → 約300件に拡大)
- 工事書類の簡素化(提出資料の簡素化、監督・検査の合理化)

3. 現場の技術力の活用

- 専門工事業者の技術力の活用(工程調整会議に専門工事業者の参加、登録基幹技能者の活用(H28補正発注工事の約7割で適用))

(参考) ICT土工の発注状況

➤ H28下半期も引き続きICT土工を推進

<H28発注方針>

- ・予定価3億円以上の大規模な工事は、ICT土工の実施を指定し発注。(発注者指定型)
- ・3億円未満で土工量20,000m³以上の工事は入札時に総合評価で加点。(施工者希望Ⅰ型)
- ・規模に関わらず、受注者の提案・協議によりICT土工を実施可能。(施工者希望Ⅱ型等)
- ・全てのICT土工において、ICT建機等の活用に必要な費用を計上(ICT活用工事積算要領を適用)し、工事成績評点で加点評価。

※地域の状況によっては上記によらない場合がある

<ICT土工の発注見通し>

	H28.6	H28.8	H28.9	H28.10
年間公告予定件数	410	720	740	1070
ICT土工契約件数	0	110	181	279

【平成28年度ICT土工の発注見通し】

10/20時点

	年間公告予定件数	ICT土工契約件数※
北海道	36	14
東北	172	45
関東	181	23
北陸	42	22
中部	160	45
近畿	83	20
中国	106	23
四国	36	12
九州	247	63
沖縄	16	12

※契約済みでも受注者からの提案・協議によりICT土工を実施している工事も含む

十分な工期の確保

工期設定支援システムの導入

- 各工種に必要な日数を自動算出する工期設定支援システムを導入することにより、最適工期を設定（下半期より試行）

歩掛調査で設定した日当たり施工量をもとに、各工種に必要な日数を自動算出し、工程を設定することにより、工事に必要な工期を算出

(例)

No.	工種	単位	数量	日数		【全体工程表(工種別)】														
				標準作業日数	雨休率考慮日数	10/20	11/9	11/29	12/19	1/8	1/28	2/17	3/9	3/29	4/18	5/8	5/28	6/17	7/7	
						0	20	40	60	80	100	120	140	160	180	200	220	240	260	
1	準備工	式	1	-	40	準備工 40日		年末年始休暇												
2	河川土工	m3	47,180	111	189	河川土工 189日														
3	法覆護岸工	m3	10,710	12	20	法覆護岸工 20日														
4	仮設工	式	1	3	5	仮設工 5日														
5	後片付け工	式	1	-	20	後片付け工 20日														

十分な工期の確保

準備・後片付け期間の改善

- 工事の準備及び後片付けにかかる標準期間を、実態調査に基づき改善(下半期より試行)
- その他の工種についても実態調査をもとに改定予定

	準備期間 (改正前)	準備期間 (改正後)	後片付け期間 (改正前)	後片付け期間 (改正後)
河川工事	30～40 日	40 日	15～30 日	20日
河川・道路構造物工事	30～50 日	40 日	15～30 日	
海岸工事	30～40 日	40 日	15～30 日	
道路改良工事	30～50 日	40 日	15～20 日	
共同溝等工事	30～70 日	80 日	15～20 日	
トンネル工事	30～90 日	80 日	15～30 日	
砂防・地すべり等工事	15～40 日	30 日	15～30 日	

週休2日モデル工事の拡大

- 直轄工事では、週休2日が確保できるよう、モデル工事をH26年度から実施
- H28年度は630件の工事において、週休2日制を採用できるモデル工事と設定※

※受注者の希望により選択も可能なため、最終的に実施する件数は未定

週休2日モデル工事

試行実施内容	H26	H27	H28
<ul style="list-style-type: none"> ○土日は工事現場を閉所 ○週休2日が確保出来るよう受発注者で工事工程の進捗調整 など 	6件	56件	630件をモデル工事として設定※

※H28補正予算で約50件追加
 ※既に73件を契約済

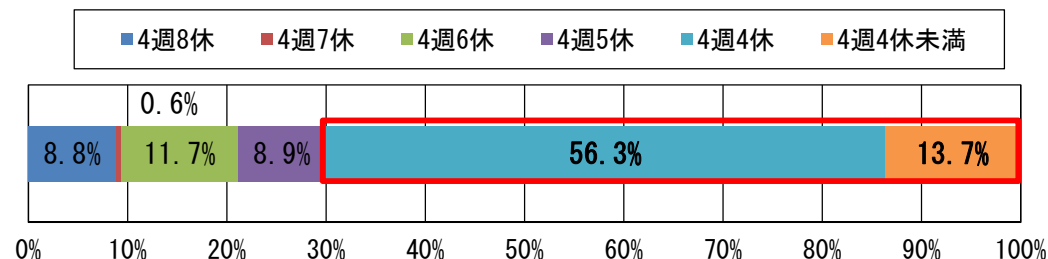
若者等の入職と就業継続

若者が建設業に就職・定着しない主な理由

- | | |
|---|--|
| 【収入・福利面】
<input type="radio"/> 収入の低さ
<input type="radio"/> 社会保険等の未整備 | 【休日確保や労働環境】
<input type="radio"/> 仕事のきつさ
<input type="radio"/> <u>休日の少なさ</u>
<input type="radio"/> <u>作業環境の厳しさ</u> |
| 【働くことへの希望、将来への不安】
<input type="radio"/> 職業イメージの悪さ
<input type="radio"/> 仕事量の減少への不安 | |

※ 建専連「建設技能労働者の確保に関する調査報告」から入職しない理由のアンケート結果より

建設業の休日について

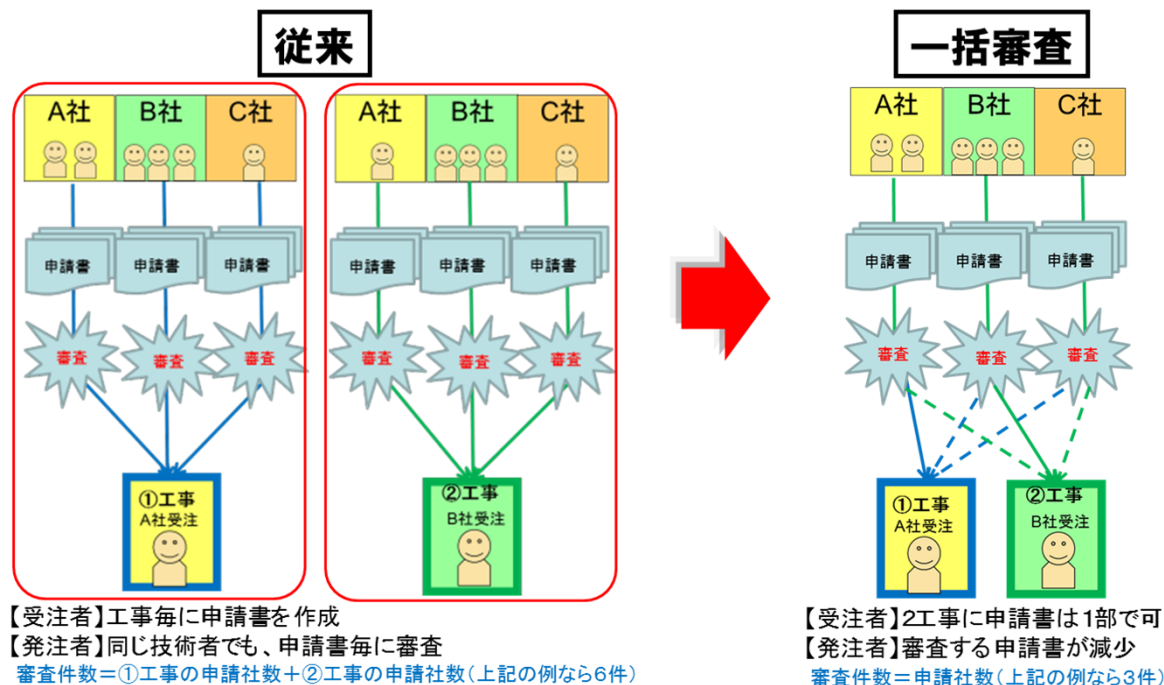
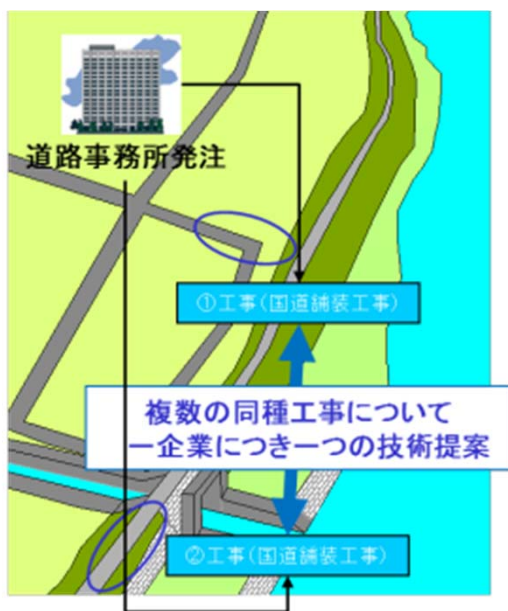


※ 日建協「時短アンケートの概要」から抜粋

- 休日の取得状況は、約7割の人が4週4休以下で働いている

総合評価落札方式の一括審査の活用

- 通常、工事毎に求めている技術資料について、工事の目的・内容が同種であり、技術力審査・評価の項目が同じ工事が近接している場合には、提出させる技術資料を一つにすることにより、審査業務を効率化
- 競争参加者には資料作成に係る負担軽減、発注者には技術審査に係る事務量の軽減が期待
- さらに、配置予定技術者を1名とすることで受注企業の偏在を回避



■一括審査方式適用状況

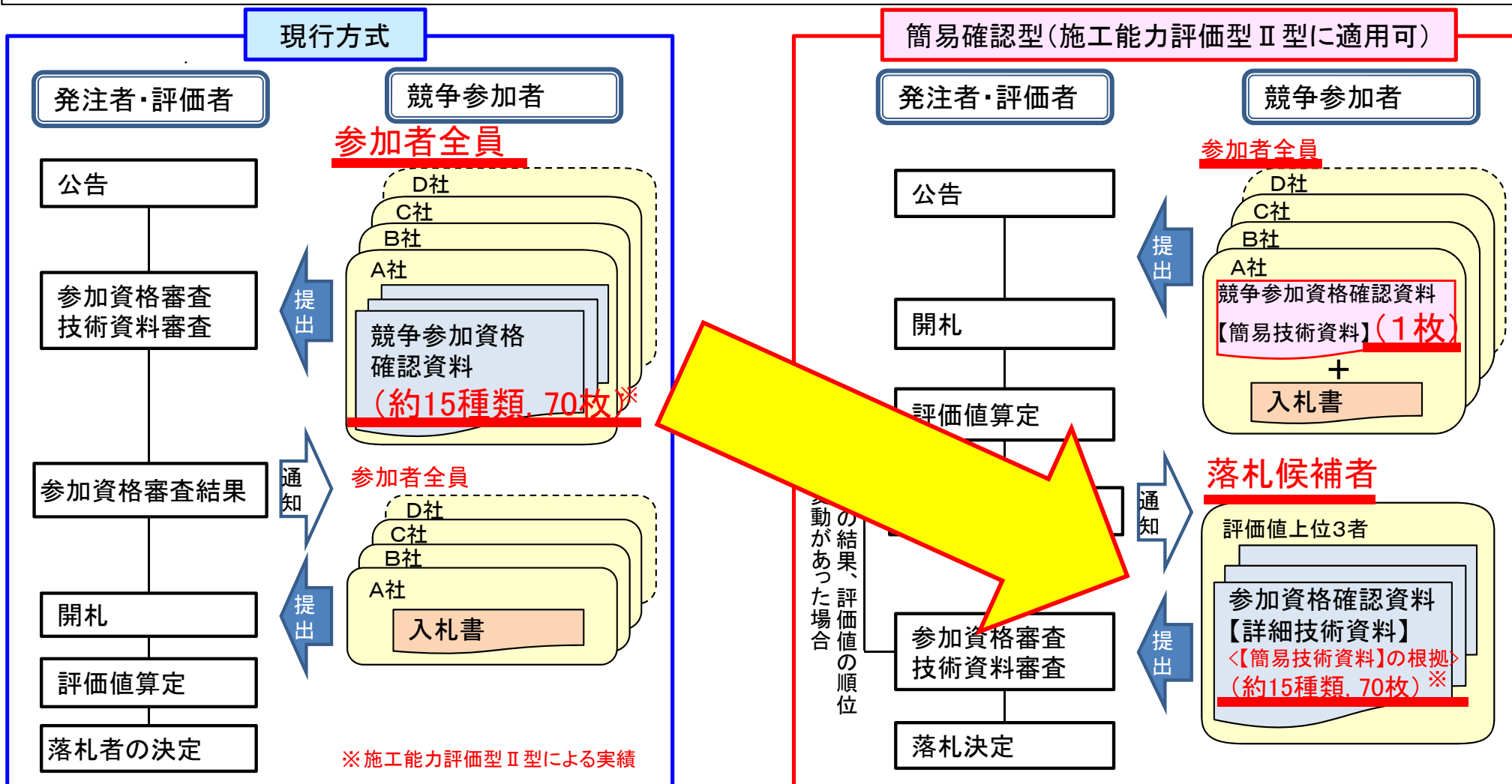
	H25	H26	H27	H28
一括審議数	95	148	136	約300
含まれている工事数	253	360	351	約750

2倍以上

※補正予算で約110件(275工事)追加

提出資料の簡素化

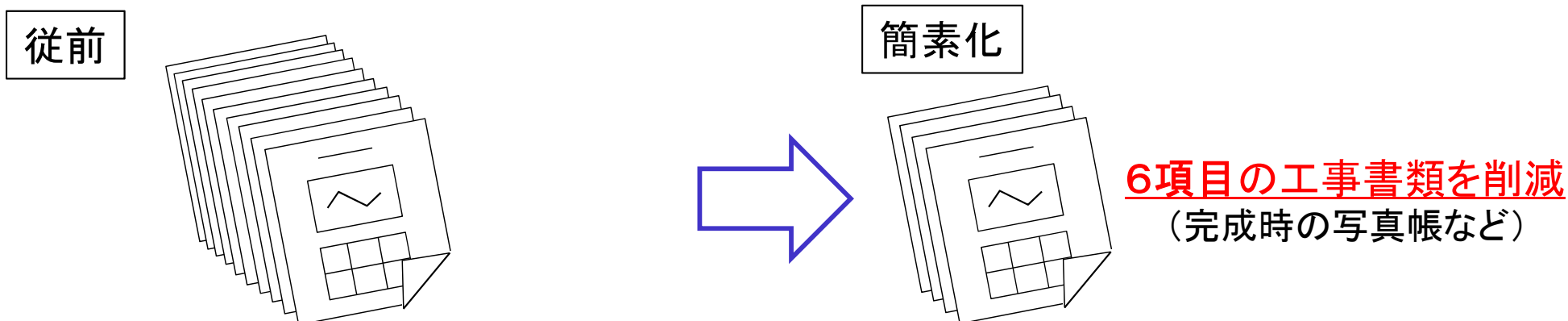
- 競争参加資格確認資料についてこれまで約15種類、70枚程度（※施工能力評価型Ⅱ型による実績）提出していたが簡易技術資料1枚の提出に改め、評価値を算定する取組を下半期より一部地整で試行。（H28補正予算で約20件実施予定）
- 評価値上位3者を落札候補者として競争参加資格確認資料【詳細技術資料】の提出を求め、簡易技術資料の内容を確認。
- 競争参加者には資料作成に係る負担軽減、発注者には技術審査に係る事務量の軽減が期待。



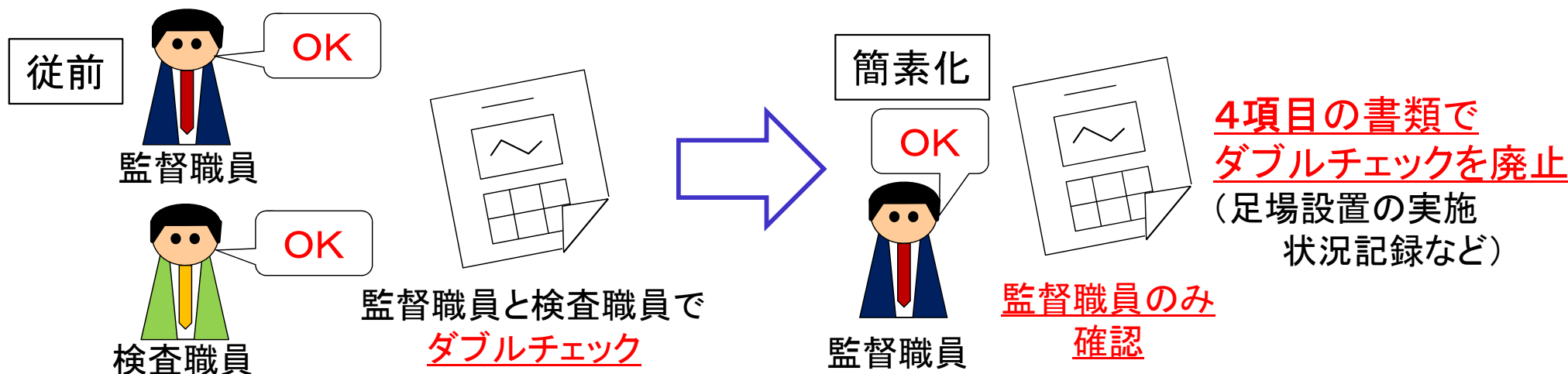
工事書類の簡素化の実施

➤ 作成する工事書類の削減や検査時の重複確認の廃止することにより、工事書類の簡素化を実施し、監督・検査の合理化を図る(下半期より試行)

① 作成する工事書類の削減



② 監督職員と検査職員のダブルチェックの一部廃止



工程調整会議への専門工事業者の参加

○ これまで工程調整会議には発注者と元請企業が参加していたが、下請企業も交えて協議を行うことが効率的と考え、専門工事業者の工程調整会議への参加を試行する。
(下半期より試行)

【対象工事】

- ① 全体工事工程に影響を与える工種等担当 (例:クリティカルな工種など)
- ② 特殊工法の工種を担当 (例:基礎工、法面工など)
- ③ その他、重要事項を担当 (例:地元要望等の工種など)

試行方法

- ・各地整において上記に該当する工事において3者会議、工程調整会議に専門工事業者が参加。
- ・専門工事業者が多い場合は、職長の代表のみが会議に参加するなど、効率的に実施する。
- ・工事終了後に発注者、元請企業、専門工事業者それぞれにアンケートを実施、その効果について確認する



登録基幹技能者の活躍

- 総合評価落札方式において登録基幹技能者の配置を評価項目に設定する工事を全地方整備局において積極的に実施。
- 平成28年度補正では対象工事数を拡大し約1,360件の工事において登録基幹技能者の配置を評価項目に設定。(H28補正発注工事の約7割にて試行予定)

➤ 技術評価点の配点割合

(施工能力評価型)

加算点(40点)		施工体制審査点 (30点)
企業の能力等 (20点)	技術者の能力等 (20点)	

基幹技能者部分の配点

